

京都市都市公園条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第106号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に本市が管理する公園施設で有料で使用させるものが設置されている公園の管理を行わせることができるようにするために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第106号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第2条 本市が管理する公園施設（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）で有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）が設置されている公園（以下「有料公園」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に有料公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 有料公園の供用に係る業務
- (2) 有料公園の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

第3条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「市長」の右に「(指定管理者に管理を行わせる有料公園にあっては、当該指定管理者。以下この条、第6条、第7条第1項及び第12条の2において同じ。)」を加え、同項第1号中「または」を「又は」に改め、同項第2号中「行なう」を「行う」に改め、同項第3号中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に改め、「(法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。)」を削り、同条第3項中「第1項の」の右に「規定による」を加え、同条第4項中「または」を「又は」に改め、同

条第5項中「または」を「又は」に、「つける」を「付する」に改める。

第7条第1項本文中「本市が管理する公園施設で有料で使用させるもの（以下「及び」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、当該指定管理者が管理する有料公園施設の供用日及び供用時間を変更することができる。

第12条の次に次の1条を加える。

（特別の設備）

第12条の2 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市都市公園条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行った者であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行った者とみなす。

- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可

を受けた者は、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けた者とみなす。

附則別表

第3条第1項	第3条第1項
第3条第3項	第3条第3項
第7条第1項本文	第7条第1項本文

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)